

村田製作所健康保険組合の任意継続と市町村国民健康保険の比較【令和3年度】

		村田製作所健康保険組合の任意継続	市町村の国民健康保険
保険料等	本人の保険料	退職時の標準報酬月額(※) × 保険料率 で計算します。(※)38万円が上限となります(令和3年度) ≪令和3年度保険料率≫ 健康保険料率：8.20% 介護保険料率：1.78% (40歳以上 65歳未満の方のみ)	自治体の年金・保険課にお問い合わせ下さい。 (原則、本人以外は照会できません)
	家族の保険料	健保組合が、引き続き被扶養者として認めた場合は、保険料負担なし	同上(前年の所得に応じ決定。家族がいれば保険料に加算)
	医療機関での自己負担割合	3割(小学生未満は2割、70歳以上は2割又は3割)	任意継続と同じ
給付	高額療養費(法定) ※高額な医療にかかった時	あり	任意継続と同じ
	高額療養費(付加給付) ※高額な医療にかかった時	あり ※当健保組合の付加給付額の計算方法 =[自己負担額-高額療養費-一部負担還元金限度額]×70% (下線部は標準報酬月額により20,000円～50,000円)	なし
	傷病手当金 ※私傷病のため仕事に就けない時	なし 但し、退職時点で勤続1年以上、かつ傷病手当金を受給している方で労務不能の方については、申請にもとづき継続して支給します。付加給付があります。	なし
	出産育児一時金	あり	任意継続と同じ
保健事業	家庭常備薬斡旋	あり	なし
	インフルエンザ予防接種補助	1回あたり1,500円	自治体による
	健康診断	次のいずれか1コースを受診いただけます ●家族健診：基本、自己負担無料 ●人間ドック：基本、自己負担12,000円+補助超過分	自治体による
	その他	kencomを利用することができます https://kencom.jp/	—